

## 構成員からのコメント・質問

インフラ整備の観点から、第一種指定設備を設置するNTT東日本・西日本のみに光ファイバーに係る開示義務を課するというのが本旨と受け止めたが、第一種指定電気通信設備制度は競争促進のための制度であり、「インフラ整備」であるとか「冗長構成を容易にする」といった主旨のものではないことは検討の前提条件として明確にしておくべきではないかと思われる。(関口構成員)

## ビー・ビー・バックボーン株式会社回答

第一種指定電気通信設備とは電気通信事業法では、ドミナントの通信事業者が一定のシェアを保有すると、他通信会社との接続交渉を行う際に優位な立場にあると見なされます。そのため、他通信会社に開放すべき指定電気通信設備を保有する者と指定され、その設備を複数の競合他社が平等に使えるよう義務を負っているものと考えます。

弊社としては、今回対象設備である光ファイバと管路についてボトルネック性が有ると考え公平性・透明性の観点から NTT東西の管路ルート及び空き情報等の開示を求めるものであります。

現代の電気通信業界においては、競争促進だけではなく、インフラ整備の質とその拡張性、特に冗長性を確保することもまた、極めて重要な要素となっています。特に災害時等の非常時においては、データ通信インフラの冗長性は、サービスの継続性を保障する上で不可欠です。第一種指定設備の保有者であるNTT 東西は、日本国内における光ファイバー網の大部分を占めています。そのため、彼らによる光ファイバーに係る情報の限定的開示は、他事業者が冗長ルート構築を計画する上で重要な情報となり得ます。これは、競争促進の観点からも、市場における健全な競争環境の構築に資するものと考えます。

また、NTT東西に限定された開示は、彼らが保有するネットワーク規模とその社会的影響力を考慮したものです。競争促進という目的に加えて、より広い視野からインフラ整備の質の向上とその拡張性を図ることは、地方データセンターを日本経済の中心的な役割を担う基盤へと進化させることに寄与するものと考えております。

したがって、競争促進のための制度の枠組み内で、インフラ整備の質の向上と拡張性の確保を目指すことは、相互に補完的な関係にあると考えられます。そのため、第一種指定電気通信設備の保有者に対する開示導入は、競争促進だけでなく、インフラの質の向上という観点からも正当化されるものであると弊社では考えております。

構成員からのコメント・質問	ビー・ビー・バックボーン株式会社回答
<p>本件について、各事業者は情報の出し手としてどういう貢献ができるのか、経営秘密やセキュリティ等を勘案して検討いただくことになる。各社が開示できる情報の粒度やコスト負担について、具体的な内容を説明してほしい。(関口構成員)</p>	<p>弊社は光ファイバー及び通信管路に関する情報開示について、経営秘密やセキュリティの懸念を十分に理解しております。その上で、我々は以下の方針で貢献できると考えております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報の粒度について: 既にシステム化されている情報の範囲内での開示を基本と考えます。必要最低限の情報とし、具体的には、管路は現在調査回答で提供いただいている空き状況や管路ルート情報等を基にし、光ファイバーは冗長化設計に必要なルート図を提供することを考えています。</li> <li>2. コスト負担について: 情報開示に伴うコストは、可能な限り抑制することを目指します。システム化された情報の開示を基本とすることで、追加の人的資源や財務資源の投入を最小限に抑えられます。ただし、特定の詳細情報が必要な場合には、追加の個別調査として、その都度コストを見積もり、依頼者との合意の上で進める体制を整えています。</li> <li>3. セキュリティとのバランス: 情報の開示にあたり、セキュリティの重要性を最優先事項として考慮します。管路の場合、NTT東西・電力会社は電柱情報をすでに限定開示されている中で、管路も同等の開示範囲とし、セキュリティリスクを増大させない範囲内での限定開示とし、それ以上は個別開示とのバランスを見ることが良いと考えます。</li> </ol> <p>このようなアプローチにより、弊社は、他の事業者と協力しながら、情報の開示を進めていくことが可能です。これは、AWS様からの要望にも沿うものであり、海外と比較する中で、日本でのルート調査に非常に時間を要することへの課題解決に即した提案であると考えます。</p>

## 構成員からのコメント・質問

都市部と地方部とでは光ファイバ・管路等に係る情報のニーズが異なり、地方部の場合には、情報のニーズは相対的に劣るという主張と理解。

都市部と地方部において求められるニーズが異なるのだとすると、必要な対策も当然異なってくるので、提案事業者として都市部・地方部双方においてどういう対策を期待しているのか具体的に補足説明いただきたい。

また、地方部の情報ニーズが相対的に乏しい場合、個社の情報ニーズを満たすために要する改修コストについては、提案事業者や個別の開示請求を行う事業者等、直接の受益者が負担する仕組みが合理的という整理があり得るが、見解を伺いたい。(関口構成員)

## ビー・ビー・バックボーン株式会社回答

【都市部と地方部におけるニーズの違いについて】

弊社がお伝えしたいのは、都市部と地方部では光ファイバーや管路に関する情報ニーズに差があるわけではなく、実際に供給できるキャパシティに差が存在するという事です。特に、地方部では供給可能な光ファイバー芯数や管路条数が都市部に比べて限られており、この点において供給能力の差を指摘したいと考えています。

都市部には多数のデータセンターが存在し、超広帯域通信の需要がありますが、地方部では新設されるデータセンターがどのようなニーズに応えるべきかの情報が不足しています。

【都市部・地方部における対策について】

都市部では、外資系OTTの進出もあり、インターネットデータセンターの需要に応じた通信インフラの整備がなされ、DCI市場の発展がそれを支えています。これに対して、地方部では、新設されるデータセンターに必要な光ファイバー網の整備を支援し、地方のデータセンターが提供すべきサービスの種類を明確にすることで、それに応じたインフラ整備を行うことが重要です。その準備としての議論が本検討会かと考えております。

【改修コストに関する見解】

改修コストは極力抑制しつつも、直接的な受益者である事業者が負担するのが基本と考えています。

しかし、地方データセンターの誘致が地域経済に及ぼす影響を考慮すると、経済産業省の「データセンター地方拠点整備事業費補助金 (<https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2023/k230922001.html>)」のような公的支援の利用が望ましいです。この補助金を活用することにより、地方におけるデータセンターの整備と通信インフラの改修を進め、地方部の情報ニーズを満たすことができます。

公募概要では、「国内のデータセンターの80%が東京圏及び大阪圏に集中しており、レジリエンス強化や電力負荷の偏在といった課題に直面しています。」と記載されており、東京・大阪を補完・代替するデータセンターの整備が促されています。この状況を踏まえ、データセンター事業者やその利用者の懸念を解消するためにも、適切なインフラ整備が必要です。

構成員からのコメント・質問	ビー・ビー・バックボーン株式会社回答
<p>会合の場でも申し上げたが、マーケットリサーチが重要。その観点から、このような情報開示のスキームが整備された場合に、「開示側」「利用側」それぞれで参加する意志があるか、また、どの程度利用することになるかお伺いしたい。(江黒構成員)</p>	<p>弊社は、市場リサーチの重要性を十分に理解しており、特に地方データセンターのニーズに関しては、地域ごとの特性を考慮したアプローチが必要であると考えています。都市部のデータセンター建設の需要は、印西など郊外への拡大を見ているのですが、地方データセンターに対する需要はこれとは異なる動きを示しています。</p> <p>マーケットリサーチの観点から、地方データセンターのニーズについては、DC事業者からのヒアリングを通じて、具体的なニーズを理解することが重要です。ハイパースケールデータセンターや高火力GPUを使用するデータセンターなど、電力需要が高い施設については、電力供給能力の高い地方都市が誘致候補となる可能性があります。昨今の生成AIの登場により、大量の計算量が必要とされており、この種の情報ニーズに応えるためには、DC事業者との綿密な連携が必要です。</p> <p>開示側としての弊社は、将来的なニーズに対応するためにも、市場の動向を注視し、必要に応じて参加意思を示していきたいと考えています。特に地方では、整備費用やデータセンターの増設の不透明性を鑑み、参加意思を示す際には、これらの要素を考慮に入れる必要があります。</p> <p>以上の点に関して、「開示側」「利用側」それぞれの立場から、情報開示のスキームが整備された場合の参加意志と利用度については、市場のニーズと供給能力のバランスを見極めつつ、適切に対応していく方針です。地方部と都市部の両方におけるニーズの理解を深め、日本全国のデータセンター市場の発展に貢献していく所存です。</p> <p>本検討会では、その土台となるインフラについて、AWS様等のDC事業者が安心して地方誘致を促せるような議論が求められていると認識しております。マーケティングリサーチは、別途DC事業者に対して行われるべきであると考えています。</p>

## 構成員からのコメント・質問

データセンターの地方分散ということ考えた場合、「他積極的提供者」がおらず、クロスポイントのない冗長性の確保が課題となる場合があると想定される。貴社のプレゼン内容を拝見すると「積極的」に参加する事業者のみが参加する自主的な枠組みを想定しているように見えるが、実効性を高めようとした場合、自発性は担保しつつも、貴社も含め、インフラを持つ認定事業者全体が関与する必要があるのではないか。(桑津構成員)

## ビー・ビー・バックボーン株式会社回答

光ファイバーや管路の設備は、通常20年から30年の耐用年数を有し、我々は自社の将来の需要を見越した容量でこれらを整備しています。電気通信事業者は多数存在しますが、都心向けのDCI市場においては提供事業者が限られ、寡占状態にあります。したがって、全社による情報開示が実施されたとしても、実際に貸出が可能な事業者は多くないというのが我々の見解です。自社の将来の需要を満たすための設備を貸し出すことは適切ではありません。そのため、既存設備に余剰がある場合や、この取り組み専用で新設した設備を保有している事業者に限り、積極的に提供することを提案しています。

また、全社に対する強制的な情報開示によって、提供価格が利用者の希望する水準になる保証はありません。提供価格は通常、単価と距離に基づいて決定されます。地方データセンターの場合、都心と比べて距離が長いことが多いため、単価を抑えるためには、積極的な事業者を増やすことに焦点を当てるべきです。これは地方 DCへの期待値に依存します。

データセンターの地方分散を考慮した場合、「他積極的提供者の不足」により、冗長性の確保が課題となる可能性があります。自発性を重視する自主的な枠組みを想定していますが、実効性を高めるためには、弊社を含むインフラを持つ認定電気通信事業者全体の関与が求められるかもしれません。しかし、これは各事業者の現状の設備容量や将来的な需要予測に依存します。

地方データセンターのインフラを強化するためには、前回の発表で触れたように、国際海底ケーブルのコンソーシアムが参考になります。DC事業者、通信事業者、政府、関連機関間での協力を強化し、共通の目標達成に向けたパートナーシップを推進することを提案します。情報共有の枠組みを通じて、相互の利益と社会全体の利益の最大化を図ることが可能です。